

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

秋田厚生年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年8月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年8月1日とし、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年6月から35年2月20日まで
② 昭和35年8月1日から同年11月1日まで

私は、高校卒業後、昭和34年6月からB株式会社C事業所に勤務したが、厚生年金保険には35年2月20日加入となっているので、申立期間①についても、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

また、昭和35年8月1日に、B株式会社C事業所からA事業所に異動となったが、厚生年金保険には35年11月1日加入となっているので、申立期間②についても、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、「昭和35年8月1日付けで、B株式会社C事業所からA事業所に異動したが、厚生年金保険の加入が3か月後の35年11月1日となっており、納得できない。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間②において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

また、B株式会社では、「当時、A事業所への異動者は、専従者となっていた。」と回答している上、A事業所では、「当時、専従者からは厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿から、申立期間②当時、B株式会社C事業所からA事業所に異動した申立人以外の20人については、空白期間が1年7か月と長期間である1人以外はすべて空白期間が無く、継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、「昭和34年6月からB株式会社C事業所に勤務したが、厚生年金保険には35年2月20日加入となっているので、申立期間①についても、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、申立人は、「申立期間①当時、臨時採用者であり、本採用ではなかった。」と述べている上、B株式会社C事業所において、申立人と同様に昭和35年2月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人について、入社後、厚生年金保険に加入するまでにそれぞれ、6か月及び1年の期間を要していることが確認でき、うち一人は、「当初臨時職員であった。」と述べており、申立期間①当時、同事業所では、臨時職員については採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、申立人の申立期間①の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年3月まで

昭和50年に、亡き父親が私の国民年金の加入手続と未納となっていた国民年金保険料の納付を行ってくれた。父親が、「手続を済ませてきたので、これで将来は安心だから。」と言っていたのを妹と一緒に聞いたことを記憶している。このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年に、亡き父親が私の国民年金の加入手続と未納となっていた国民年金保険料の納付を行ってくれた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和52年3月18日、資格取得は20歳到達時の45年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われており、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料のほとんどは時効により納付することはできなかったものと推認される。

また、社会保険事務所が保管する国民年金前追納・未納保険料納付者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和52年5月9日に、遡^{そきゅう}及して資格を取得した期間のうち、その時点で時効に至らない納付可能な期間である50年4月から52年3月までの国民年金保険料をまとめて納付していることが確認できる。

さらに、申立人は納付に直接関与していないため、父親が申立人の国民年金保険料を納付した時期について、「妹が退職する1年前であった。」と主張しているが、申立人の妹は、「私が退職した数か月後であった。」として

おり、事実関係が曖昧^{あいまい}である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月 8 日から 53 年 2 月 18 日まで
② 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①においてA船に、申立期間②においてB船に乗っていたが、いずれも船員保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が、A船（船舶所有者は、C氏）に機関長として乗っていたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、申立期間①当時、C氏は船員保険適用船舶所有者とはなっていないことが確認できる。

また、申立期間①当時、申立人が一緒にA船に乗っていたと記憶するC氏も船員保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る船員保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が、B船（船舶所有者は、D有限会社）に機関長として乗っていたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、D有限会社が船員保険適用船舶所有者となったのは、昭和 53 年 6 月 1 日であり、申立期間②当時は船員保険適用船舶所有者とはなっていないことが確認でき、申立人及び申立人が同僚であったと記憶する4人は、D有限会社が船員保険適用船

船所有者となった 53 年 6 月 1 日と同日付けで船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る船員保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 14 日まで
父が樺太にあったA株式会社B事業所に勤務していたので、昭和 15 年に家族と共に樺太へ移住し、16 年 4 月から兄と共にB事業所へ入社した。給与は 50 円で、他に樺太手当として 50 円が支給された。19 年に戦況が悪化し、C都道府県のA株式会社D事業所へ父と共に転勤した。D事業所での厚生年金保険の記録はあるが、親会社が同じB事業所の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している資料及び申立人の具体的な記憶から、申立人が、申立期間当時、A株式会社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、B事業所のあった樺太については、「樺太に施行すべき法令に関する法律（明治 40 年法律第 25 号）」及び「樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件（昭和 18 年勅令 241 号）」において適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法を樺太に適用する勅令は発せられていないことから、樺太に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用は無かったことが判断できる。

また、申立期間当時、B事業所において一緒に勤務していたとする申立人の実父、実兄についても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A株式会社が合併したE株式会社では、「当社保管の社史によると、昭和 10 年 2 月にB事業所はF株式会社に譲渡しており、申立期間にB事業所を経営していたのは、F株式会社である。そのため、当社では申立期間当時の申立人の資料は保有していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 40 年 3 月に高校を卒業し、4 月 1 日から A 社に勤務した。給与明細書は無いが、間違いなく勤務していたので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が保管する労働者名簿によると、申立人の入社年月日は昭和 40 年 5 月 1 日であることが確認できる上、同社が保管する賃金集計表によると、申立人の同年 4 月の給与は支給されておらず、同年 5 月から支給され、同給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日も、厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録を確認したが、申立期間について、申立人の加入記録は確認できず、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。